

第9章 実施計画の推進

9.1. 実施計画の見直し

本計画の策定後、効果的に事業を推進していくためには、結果に基づいて必要な対策・見直しを実施することが重要です。本計画の評価については、次のように実施します。

9.1.1. 評価項目及び評価方法

特定健診・特定保健指導を始めとした各保健事業については、ストラクチャー（事業体制）、プロセス（事業の実施過程）、アウトプット（目標管理）、アウトカム（事業結果の項目）の視点で評価を行います。評価を行う際に必要なデータの多くは、電子データにより管理する特定健診・特定保健指導の結果データやレセプトデータ等から取得することができます。一方、利用者の満足度や具体的な事業の実施状況等はデータから把握することができないため、適宜、必要なアンケート調査等を実施します。

また、評価の際は、必要に応じて国保連合会に設置する保健事業支援・評価委員会の助言を受けるものとします。

9.1.2. 評価の実施時期

年度ごとに立案した目標は、各年度末に国保年金課内で評価会を実施し評価します。

また、令和8年度を目途に中間評価（進捗確認）を行い、目標に達しなかった場合には、その要因を分析・確認し、改善策を検討します。結果等については、新座市国民健康保険運営協議会に報告するとともに、市ホームページで公表します。

計画最終年度の令和11年度には達成状況等の最終評価を行い、次の計画につなげます。

9.2. 計画の公表・周知

本計画は、市ホームページ上にて全文を掲載し公表します。

9.3. 個人情報の保護

9.3.1. 基本的な考え方

個人情報の取扱いについては、個人の情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を踏まえた対応を基本とします。

また、効果的な保健事業を実施する観点から、対象者の利益を最大限に保証するため、

個人情報の保護に十分に配慮しつつ、保有している情報を有効に利用します。

9.3.2. 具体的な方法

個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切に行います。

また、計画に基づく保健事業を外部委託する場合には、個人情報の厳正な管理や、目的外利用の禁止などを契約書に定め、委託先の契約遵守についても管理するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を徹底し、業務終了後も同様とするよう履行状況を管理します。

9.4. 特定健康診査・特定保健指導に係るデータの保管及び管理

特定健診・特定保健指導のデータは、効率的に管理していくため、原則として電子データによる管理とし、データの保存期間は国の定める5年間とします。

また、データ管理及び保存は、国保連合会に委託します。